

事務連絡
平成26年11月13日

首席矯正処遇官（処遇担当）久野友寛

死刑確定者と再審請求に係る弁護士との面会における報告について
標記について、面会の経過等を適正に把握し、刑事施設の適正な管理運営を
図る目的から、下記のとおりとするので、遺漏なきを期されたい。

記

- 1 面会担当者は、弁護士から、再審請求を目的とした死刑確定者との面会の
申し込みがあった場合、統括矯正処遇官（第一担当、不在時は第二担当又は
処遇主任、以下「第一統括等」という。）に対し、その旨を報告すること。
なお、当該弁護士が、当該死刑確定者の再審請求に係る弁護士であるか否
か（弁護人選任届の有無等）について疑義がある場合は、第一統括等に確認
すること。
- 2 面会担当者は、上記面会開始からおおむね1時間が経過した時点で、第一
統括等に対してその旨を報告すること。
- 3 上記報告を受けた第一統括等は、面会業務全般の状況を勘案し、当該面会
の継続を許すか否かの意見を添えて本職に報告すること。